

【企業の味方】 ドローン講習に助成金が使えます

「従業員の職業能力開発及び向上」を目的とした助成金の活用を。

ドローンアビエーションが実施する「ドローン操縦技能コース（JUIDA無人航空機操縦士取得コース）」及び、「安全運航管理者コース（JUIDA安全運航管理者取得コース）」は厚生労働省の人材開発支援助成金（旧キャリアアップ助成金）の利用要件を満たすカリキュラムです。

訓練の形式	Off-JT訓練
訓練時間	操縦士（23時間）+安全運航管理者（6時間）= 29時間

※注意…受給を申請する事業主は受給要件を満たしている必要がございます。

【受給例①】

- ・企業規模：中小企業
- ・受講者：35歳未満、且つ採用5年以内の正社員
- ・受講コース：技士会が案内する「操縦士+安全管理者コース」の4日間コース

若年労働者への訓練に該当する為「特定訓練コース」となります。

- ・賃金助成金 $760円 \times 29時間 = 22,040円$
- ・経費助成金 $150,000円 \times 45\% = 67,500円$ （限度額は15万円）

→ **助成金受給額 89,540円（1人当たり）**

実質受講料 $150,000円 - 89,540円 = 60,460円$

【受給例②】

- ・企業規模：中小企業
- ・受講者：35歳以上、または5年以上の正社員
- ・受講コース：技士会が案内する「操縦士+安全管理者コース」の4日間コース

「一般訓練コース」での助成金となります。

- ・賃金助成金 $380円 \times 29時間 = 11,020円$
- ・経費助成金 $150,000円 \times 30\% = 45,000円$ （限度額は7万円）

→ **助成金受給額 56,020円（1人当たり）**

実質受講料 $150,000円 - 56,020円 = 93,980円$

※注意… 実技の訓練（講習時間）は個人差がございますので、あくまで目安として考えて頂きますようよろしくお願いいたします。最新の情報、及び助成金の取り扱いに関する詳しい内容必ず宮崎労働局職業対策課（0985-38-8824）にお問い合わせ下さい

サイワークス ドローンスクール

木更津校



★ドローンとは

航空法で「無人航空機」とは以下の通り定義されています。

『無人航空機とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であって、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの』

【要約】①空飛ぶ機器 ②構造上人が乗ることができない ③遠隔または自動操縦 するものと言えます。

無人航空機のうち200g以上25kg以下のものが「ドローン」と言われます。



★ドローン飛行の現状と将来

2015年12月10日に施行された「改定航空法」により以下の空域での飛行は禁止され、これらの空域でドローンを飛行させる場合国土交通省への申請と許可が必要です。

【飛行禁止空域】

- ①空港等の周辺の上空空域
- ②150m以上の高さの空域
- ③人口集中地区の空域



また、2022年中に「ドローン」の定義が100g以上となり、同年中に飛行に必要な免許制（国家資格）の導入が検討されています。

★サイワークスドローンスクールで取得できる資格

当スクール4日間の受講カリキュラムを終了することで以下の証明証の取得ができます。

■JUIDA認定操縦技能証明証

■JUIDA認定安全運航管理者証明証

※JUIDAへの申請は受講後各自で行っていただくことになります。

メリット

- ・上記証明書を取得することにより、国土交通省への申請が簡素化できます。
- ・免許制となった場合、その取得の簡素化が予想されます。
- ・ドローンの操縦技能と安全な飛行に関する知識（法律など）を習得できます。

JUIDAとは？

一般社団法人 日本UAS産業振興協議会

無人航空機の産業発展、安全運航のために設立された、日本で最も古い団体の一つです。

無人航空機の法整備本格化の際、関係省庁に安全第一の考えで携わっており、日本で一番多くのドローンスクールを持つ「安全な飛行を徹底させる」事に注力を置く団体です。



空飛ぶ通信機と呼ばれる無人航空機は、5G通信回線の普及とともに
我々の生活や仕事に大きな変化をもたらします。
この機会にぜひ当スクールでの受講をご検討ください。

■お問合せ先
(有) アルファ
TEL: 0438-30-6316
(担当石川: 070-1495-5941)
E-mail: alpha-drone@5588alpha.com